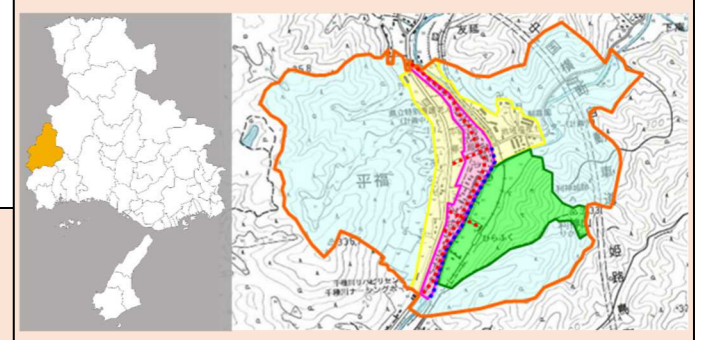


佐用町平福地区 景観形成重点区域及び景観形成重点基準（案）

【概要】

佐用町平福地区は、因幡街道の宿場町として川座敷や土蔵群の景観と、播州系と作州系それぞれの特徴を持った町家が混在する景観が特徴となっている。昭和 58 年に町が歴史的環境保存条例を制定し、地域と行政が町並み保存・継承に取り組んでおり、平成 22 年度に県が景観の形成等に関する条例に基づく歴史的景観形成地区に指定している。平福地区の中でも、佐用川に架かる天神橋の上からは、野面積みの石垣の上に建ち並ぶ、川座敷と土蔵群、それらが川面に映る特徴的な景観を展望することができる。当該範囲を景観形成重点区域として指定し、県民等が訪れたいと思う地区の顔づくりの推進に取り組む。



【景観形成重点区域（案）】



【景観形成重点基準（案）】

(1) 建築物に関する基準

項目	基準	
重点区域全域	・「佐用町平福地区景観形成地区景観形成基準」で定める町家修景指針を基調とした意匠とし、伝統的な意匠を保存する。	
	壁面の位置	・通りに面する壁面の位置は、隣接する建物の壁面に揃える。
	高さ	・階数は2階以下とする。
	外壁	・1階腰部分は板張りとし、上部は漆喰塗りとする。 ・通りから妻壁が見える場合は、焼き板張り、漆喰塗りとする。 ・ただし、現況が土壁の部分はその仕上げを優先する。
	建具	・建具は木製とする。
	外構	・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた材料、色彩とする。
	建築設備等	・空調機は、景観展望地点から見えない位置に設置する。 ・屋上設備は設置しない。 やむを得ず設置する場合は、景観展望地点から見えない位置に設置する。
掲出物	・景観展望地点から見える位置に掲出物は設置しない。	

景観展望地点から見える建築物等	・佐用川の水面に映る川座敷と土蔵群の景観を維持する。	
	壁面の位置	・佐用川に面する壁面の位置は、石垣及び隣接する建物の壁面に揃える。 ・門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないようにする。
	外壁	・土壁、板張り、漆喰塗りとする。
	外構	・野面積みの石垣が残る箇所はその保存及び維持管理を行う。

(2) 自動販売機に関する基準

項目	基準
位置	道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。
意匠	企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。
色彩	建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。
その他	周辺景観との調和に配慮した意匠、材料、色彩の囲いや覆いを設けるなど修景を図る。